



② 届出対象行為

届出対象行為として以下の行為を位置づけます。

行 為		届出対象	
建築物※	<ul style="list-style-type: none"> ・新築，増築，改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 	次のいずれかに該当するもの ・高さ 10m以上 のもの ・延床面積が 1,000㎡以上 のもの ※ただし，以下のものを除く。 ・ 100㎡以下 の増改築 ・増築，改築又は移転で，外観の変更を伴わないもの	
工作物※	<ul style="list-style-type: none"> ・新設，増築，改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 	建築確認申請が必要な工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 10m以上のもの
		太陽光発電施設等の用途に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・パネルを設置する範囲を包絡した面積の合計が 1,000㎡以上のもの
		風力発電施設等の用途に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレードを含む高さが 10m以上のもの
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域の規模が 1,000㎡以上のもの 	
屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積		次のいずれかに該当するもの ・高さ 1.5m を超えるもの ・面積 500㎡以上 のもの	
土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		次のいずれかに該当するもの ・高さ 3m以上 の法面若しくは擁壁を生じるもの ・面積が 3,000㎡以上 のもの	

※特定届出対象行為

上表の行為は，以下のものを除く。

- 通常の管理行為，軽易な行為その他の行為で景観法施行令第8条に掲げる行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 地盤面下又は水面下における行為
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為